

苫小牧市総合計画

(基本構想・第5次基本計画改定版)

平成25年度

平成29年度

2013 - 2017



TOMAKOMAI





はじめに

苫小牧市が昭和23年に人口3万3千人で誕生してから、本年度で市政施行65年となります。

秀峰樽前山の麓、太平洋に臨む私たちのまち苫小牧は、先人のたゆみない努力と英知の結集のもと、人口17万4千人を超える全道5番目の都市として成長し、国際拠点港湾である海の玄関「苫小牧港」と空の玄関「新千歳空港」の「ダブルポート」を有し、鉄道、国道、高速自動車道などの交通アクセスにも恵まれ、北海道経済発展の大きな役割を担う産業拠点都市として発展を続けております。

この間、本市では、昭和48年に基本構想を定め、昭和63年及び平成19年には大きく変化する社会経済情勢に対応するために基本構想の改定を行い、理想の都市である「人間環境都市」の創造を目指してまちづくりを推進してまいりました。

また、平成20年度には計画期間を10年間とする第5次基本計画の策定も行いましたが、少子高齢化や経済状況の変化など、市政を取り巻く環境変化に対応できるよう、このたび、中間年度での改定を行ったところです。

本市では、これからも多様化する市民の皆さまの要望に応え、輝きに満ちた苫小牧を将来に手渡せるよう、総合計画に基づいたまちづくりを推進し、「人間環境都市」の実現に向けて全力を尽くしてまいります。

結びに、本計画の改定にあたり、各種アンケート調査などを通じ、貴重なご意見を賜りました市民の皆さま、並びに多くの関係者の皆さまに心から感謝とお礼を申し上げます。

平成25年3月 苫小牧市長 岩倉博文

目次

基本構想

前文	3
第1章 基本構想の意義	4
第2章 理想の都市	4
第3章 基本構想の推進	4
第4章 まちづくりの目標	5
第5章 目標時期	5
第6章 人口の想定	5
第7章 施策の大綱	6

第5次基本計画

総論

前期5年の総括	16
1 計画の名称	19
2 計画の趣旨	19
3 計画の期間	19
4 計画の対象区域	20
5 施策の範囲	20
6 人口の想定	20
7 計画の事業費	21
8 まちづくりの基本的な視点	22
9 施策の体系	24

自治体運営

分権時代に対応したまちづくり

第1節 市民自治のまちづくり	28
第2節 行政運営	30
第3節 財政運営	32
第4節 広域連携	34

部門別計画

第1章 健やかで安心・安全に暮らすまち

■ 第1節 地域で支えあう福祉社会を形成します	
1 地域福祉	40
2 児童福祉	42
3 ひとり親家庭に関する福祉	44
4 高齢者福祉	46
5 障がい者福祉	48
6 低所得者福祉	50
■ 第2節 健康な暮らしを実現します	
1 保健・医療	52
2 生活衛生	54
■ 第3節 安心・安全な市民の生活を確保します	
1 消費生活	56
2 防災	58
3 河川	60
4 消防	62
5 交通安全	64
6 防犯	66

第2章 学ぶ喜びがあふれ文化の薫るまち

■ 第1節 次世代を担う人材育成と高等教育の充実を図ります	
1 幼児教育	70
2 義務教育	72
3 高校・大学・各種教育機関	74
■ 第2節 人が輝き文化の薫るまちづくりを進めます	
1 学習活動と社会参加	76
2 青少年教育	78
3 市民文化	80
4 スポーツ・レクリエーション	82

第3章 活力ある産業と賑わいのまち

- 第1節 地域産業を育て未来を拓く
産業拠点都市を実現します
 - 1 空 港 86
 - 2 港 湾 88
 - 3 工 業 90
 - 4 苫 東 92
- 第2節 地域の特性を活かした
農林水産業を育てます
 - 1 農 業 94
 - 2 林 業 96
 - 3 水 産 業 98
- 第3節 安定した暮らしを実現します
 - 1 労 働 100
- 第4節 魅力と賑わいのある
街並みを創出します
 - 1 商 業 102
 - 2 観 光 104
 - 3 中心市街地活性化 106

第4章 自然と環境にやさしいまち

- 第1節 自然と調和した
快適環境を保全します
 - 1 自然環境 110
 - 2 環境保全 112
- 第2節 廃棄物の適正処理と
資源循環型社会を実現します
 - 1 ごみとリサイクル 114

第5章 快適空間に生活するまち

- 第1節 快適な住環境を整備します
 - 1 土地利用 118
 - 2 都市景観 120
 - 3 公園・緑地 122
 - 4 土地区画整理 124
 - 5 上水道 126
 - 6 下水道 128
 - 7 住 宅 130
- 第2節 利便性の高い
交通体系を整備します
 - 1 道 路 132
 - 2 公共交通 134

第6章 手をつなぎ歩む誇りが持てるまち

- 第1節 明るく住み良い
地域社会を実現します
 - 1 地域社会 138
 - 2 高齢社会 140
 - 3 男女平等参画社会 142
 - 4 平 和 144
- 第2節 国際交流と
国内交流の輪を広げます
 - 1 国際交流と国内交流 146

基 本 構 想

前 文

私たちのまち苫小牧市は、太平洋と樽前山の恵みを受け、野鳥の聖域であるウトナイ湖に癒される緑豊かなまちです。本市は、これまで製紙工場の立地や国内初の内陸掘込港の建設を契機として着実に発展を続け、北海道経済を牽引する産業の拠点都市として、その責任と役割を担うまでとなりました。こうしたまちづくりは、先人のたゆみない努力と英知の結集によるものです。

この間、本市では、昭和48年に基本構想を定め、昭和63年には大きく変わっていく社会経済情勢に対応するために基本構想を改定し、理想の都市である「人間環境都市」の創造を目指してまちづくりを進めてきました。

しかし、21世紀を迎えた現在、我が国を取り巻く社会経済情勢は、今まで以上に急激に変化しています。少子高齢化社会の到来、国際化・情報化のめざましい進展、地球規模の環境問題、規制緩和や地方分権の推進など、こうした社会経済情勢の変化が本市のまちづくりに与える影響は大きく、これらの変化に適切に対応できるまちづくりを進めることが、今、強く求められています。

私たちは、誰もがこのまちに誇りを持ち、安心して生き生きと暮らすことができるよう、また、明日を拓くたくましい苫小牧市を築き、子どもたちに豊かな自然と安全で輝ける未来を手渡せるよう、理想の都市である「人間環境都市」を実現しなければなりません。私たちは、「人間環境都市」の理念を継承し、新たな6つのまちづくりの目標を定め、その実現を目指すため、ここに基本構想を改定します。

第1章 基本構想の意義

この基本構想は、苫小牧市が目指す理想の都市及び市政を総合的かつ計画的に推進するための施策の方向を明らかにするものです。

第2章 理想の都市

苫小牧市は、理想の都市を「人間環境都市」とします。

「人間環境都市」は、人間主体のまちであり、豊かな自然と調和した文化の薫り高く潤いのある快適な環境の中で、すべての市民が持てる能力を発揮しながら、ともに生き生きと暮らし、未来に向かってたくましく歩むまちです。

第3章 基本構想の推進

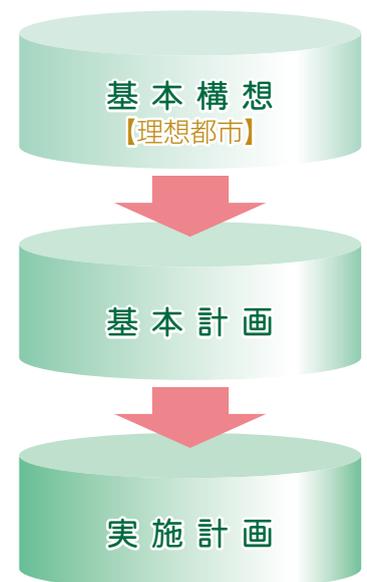
この基本構想は、次の方針に基づいて推進します。

1 基本計画・実施計画の策定

本市の理想の都市を実現するための基本となる「基本計画」と、その実施に関する「実施計画」を策定します。

2 総合的かつ計画的な市政の推進

- (1) 基本構想、基本計画及び実施計画(以下「総合計画」といいます。)を、本市における総合的かつ計画的な市政運営の指針とします。また、本市が行う政策、施策及び事業は、法令の規定によるもの又は緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて行います。
- (2) 行政部門別の計画については、総合計画との整合性の確保に努め、市政を総合的かつ計画的に推進します。
- (3) 総合計画の実施に当たっては、行政評価の基準を設定し、これに基づく目標の達成状況や成果などにより、総合計画の進捗よくを適切に把握し、その内容の公開に努めます。



第4章 まちづくりの目標

「人間環境都市」を実現するため、まちづくりの目標を次のとおり設定します。

まちづくりの目標

- ① 健やかで安心・安全に暮らすまち
- ② 学ぶ喜びがあふれ文化の薫るまち
- ③ 活力ある産業と賑わいのまち
- ④ 自然と環境にやさしいまち
- ⑤ 快適空間に生活するまち
- ⑥ 手をつなぎ歩む誇りが持てるまち

第5章 目標時期

この基本構想の目標時期は、平成20年度(2008年度)から10年後の平成29年度(2017年度)とします。

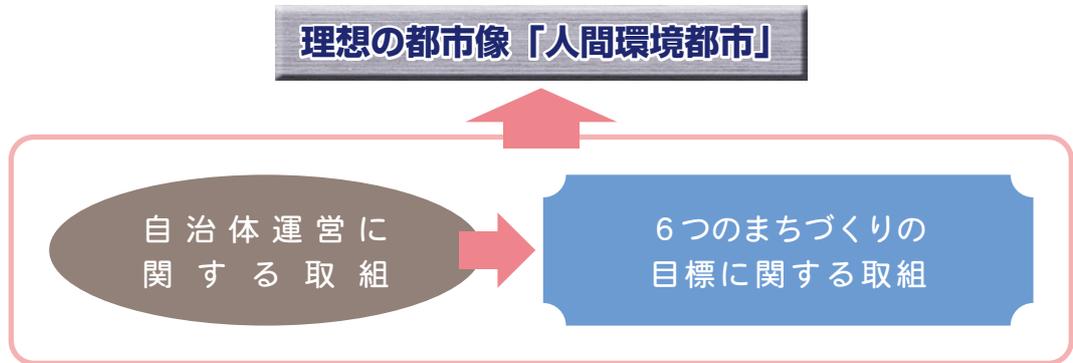
第6章 人口の想定

この基本構想の目標時期における本市の人口は、おおむね17万人を想定します。



第7章 施策の大綱

次のとおり、地方分権に対応した「自治体運営に関する取組」を基本として、6つの「まちづくりの目標に関する取組」を推進します。



第1節 自治体運営に関する取組

1 市民自治

地域のことは地域の責任により地域で決定する自主・自立のまちづくりを推進するため、市民の理解と参加による市政運営に努めるとともに、情報共有、市民参加及び協働を原則とした市民自治によるまちづくりを推進し、地方分権に対応した自主・自立の自治運営体制を築きます。

2 行政運営

市民サービスの向上や複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、民間活力の活用や行政コストの適正化など行政改革に係る各種の取組を通じ、効果的で効率的な組織運営に努めます。また、新たな政策や行政課題に適切に対応するため、簡素で効率的な組織機構を構築するとともに、人材の育成に努めます。

3 財政運営

安定的な財政運営を行うため、行財政改革に積極的に取り組むとともに、事務事業の徹底した見直しなど財政の健全化を図り、効果的で効率的な財政運営に努めます。

4 広域連携

地方分権の進展や行政の広域化に対応するため、近隣自治体との連携を推進し、行政の効率化や市民サービスの向上に努めます。また、広域的な連携に必要な情報を把握するとともに、国及び北海道との役割分担を踏まえ、適切な連携を図ります。

第2節 6つのまちづくりの目標に関する取組

第1 健やかで安心・安全に暮らすまち

生涯を通じ、健康で、明るく豊かな生活を送ることは市民共通の願いです。子どもからお年寄りまでのすべての市民が、家庭や地域社会の中でともに助け合い、生き生きと快適に暮らすことができる生活環境を整えるとともに、災害などから生命と財産が守られ、心身ともに健康な生活を送ることができる「健やかで安心・安全に暮らすまち」を目指します。

1 地域で支えあう福祉社会を形成します

- (1) 地域における福祉活動を行う市民やNPO、福祉団体、ボランティア団体などを支援し、互いに支えあい、生きがいと思いやりのある地域社会の実現に努めます。
- (2) すべての子どもが心身ともに健やかに成長できる環境を整えるとともに、子育てや児童虐待などに関する相談体制を強化します。
- (3) ひとり親家庭に対する相談体制を充実し、生活の安定と子どもの健やかな成長を支援します。
- (4) 高齢者の生きがいを高める社会参加を支援するとともに、必要な援護が受けられるように在宅及び施設での福祉サービスを充実します。
- (5) 障がい者への福祉サービスの充実と雇用の促進に努め、社会参加を支援するとともに、公共的施設のバリアフリー化を進めます。
- (6) 低所得者の生活を保障するため、適正な保護を実施するとともに、適切な指導と助言により就労を支援し、生活の自立と安定を図ります。

2 健康な暮らしを実現します

- (1) 疾病の予防に必要な保健医療体制や救急医療などに必要な地域医療体制の充実により、生活習慣病有病者及びその予備群の減少を図ります。また、保健・医療機関などと連携して育児支援を行います。
- (2) 衛生的な生活環境を確保するため、害虫駆除やペットの適正な飼育について意識の高揚を図るほか、霊園、霊葬場を整備します。



3 安心・安全な市民の生活を確保します

- (1) 消費者意識の啓発と消費者保護対策の強化に努めるとともに、生活必需品などの安定供給を図ります。
- (2) 総合的な防災体制の確立と観測体制の整備、充実を図るとともに、災害の未然防止に努めます。
- (3) 治水対策における河川の機能の充実及び地域の特性を考慮した河川環境の整備を図ります。
- (4) 市民の生命を守るため、災害に迅速かつ的確に対応し、消防体制を強化するとともに、救急救命講習や防火指導活動などを充実します。
- (5) 市民を交通事故から守るとともに、市民が安心して外出し、安全に移動できるように、交通環境の整備、交通安全教育の充実及び広報啓発活動の推進に努めます。
- (6) 市民を暴力や犯罪から守るため、防犯教育や防犯活動を市民と一体となって推進し、防犯体制の充実を図ります。

第2 学ぶ喜びがあふれ文化の薫るまち

未来を担う子どもたちが、個性や能力を活かし、自立した人間として生きていくために、学校教育を充実し、実社会や実生活で「生きる力」を育みます。さらに、市民一人ひとりが、幼児期から高齢期までのライフステージに応じて、芸術、スポーツなどの様々な文化活動ができる環境を整え、「学ぶ喜びがあふれ文化の薫るまち」を目指します。

1 次世代を担う人材育成と高等教育の充実を図ります

- (1) 家庭や地域との連携を図りながら、幼児教育を充実します。
- (2) 自ら学ぶ意欲と豊かな人間性を育成するため、義務教育の充実と教育環境の向上に努めます。
- (3) 高等学校、高等専門学校、大学などの教育機関との連携を進め、人材の育成に努めます。

2 人が輝き文化の薫るまちづくりを進めます

- (1) 心豊かでたくましい人材の育成を目指し、生涯を通して学習と社会参加の機会を確保します。
- (2) 青少年の健全育成を推進するため、家庭、学校及び地域との連携を強化し、育成環境の確保に努めるとともに積極的な社会参加の場を設けます。
- (3) 文化芸術に係る活動と交流を促進し、人材の育成、環境の整備及び文化財の保存活用に努めます。
- (4) 生涯スポーツの普及振興と技術向上を図るとともに、スポーツでのまちづくりを進めます。

第3 活力ある産業と賑わいのまち

苫小牧港や新千歳空港を背景に、物流の拠点として、また交通の要所として、北海道経済の発展を支え、地域に根ざした産業拠点都市を築きます。また、恵まれた自然環境を活かした農林水産業を育て、誰もがやりがいをもって安心して働ける場を広げ、安定した暮らしを実現します。さらに、魅力あふれる商店街づくりや観光地の形成などを通じ、「活力ある産業と賑わいのまち」を目指します。

1 地域産業を育て未来を拓く産業拠点都市を実現します

- (1) 国内・国際航空輸送ネットワークの拠点となる新千歳空港の整備、充実及び利用促進を図るとともに、交流拠点となる新千歳空港周辺の土地利用を進めます。
- (2) 物流の拠点となる苫小牧港の整備や機能の高度化を図るとともに、市民に親しまれる港空間を整備します。
- (3) 北海道の工業の中核都市として、産学官連携による技術力の向上及び人材育成の強化を図るとともに、地元企業の体質強化や技術の高度化を支援し、ものづくり産業をはじめ多様な産業の立地を進めます。
- (4) 自然との共生を図りながら、国際化、情報化、循環型社会に対応した多様な産業活動や研究活動の展開を目指す苫東開発に関する取組を進めます。

2 地域の特性を活かした農林水産業を育てます

- (1) 農業生産基盤及び畜産環境を整備し、地産地消を進め、良質で新鮮な農畜産物の安定供給を図ります。
- (2) 国土の保全、水資源のかん養、地球温暖化の防止などの森林の持つ公益機能を維持、増大させる施策を推進し、森林資源を育成します。
- (3) 栽培漁業と生産基盤の整備を推進し、安心・安全な水産物の提供に努めます。

3 安定した暮らしを実現します

- (1) 雇用の安定と拡大に努めるとともに、職業能力開発体制の強化と勤労者福祉の充実を図ります。

4 魅力と賑わいのある街並みを創出します

- (1) 多様なニーズに応えた商店街づくりを推進し、中小商業経営の強化と地域商店街の活性化を支援します。
- (2) 豊かな自然や産業など本市の特性を活かした観光資源を再確認し、魅力ある観光地を形成します。
- (3) 中心市街地を再整備し、商業空間を含めた生活空間をつくり、賑わいのある中心市街地を創出します。

第4 自然と環境にやさしいまち

経済発展に伴い、地球規模での環境問題やごみ問題など、環境を取り巻く多様な問題が発生していることから、自然環境の保全や環境にやさしいライフスタイルの実現、資源循環型社会の形成など、環境負荷の軽減に向けた取組を積極的に進め、豊かな自然に恵まれた良好な環境を未来に引き継いでいく「自然と環境にやさしいまち」を目指します。

1 自然と調和した快適環境を保全します

- (1) すぐれた自然を保護、保全し、自然との共生を図りながら快適な都市環境を確保します。
- (2) 環境監視体制の強化、充実により公害の未然防止を図るとともに、地球環境への負荷を少なくするための取組を進めます。

2 廃棄物の適正処理と資源循環型社会を実現します

- (1) 廃棄物の処理を適正かつ衛生的に実施するとともに、新たな廃棄物処理施設の整備を図るなど、将来に向けて安定した廃棄物の処理体制を確保します。
- (2) 資源物の分別品目の拡大を図るなどリサイクルの推進に努め、資源循環型社会を形成します。

第5 快適空間に生活するまち

誇りと愛着の持てる風景を守り育て、自然と調和した個性的で魅力ある快適な住環境と誰もが快適に移動できる交通体系が整備された環境の中で、潤いを感じながらのびのびと生活できる「快適空間に生活するまち」を目指します。

1 快適な住環境を整備します

- (1) 自然と調和し、地域の個性と魅力ある市街地を形成する土地利用を進めます。
- (2) 地域に対する愛着と誇りを持ち、安らぎや潤いを感じることができ都市景観の形成を図ります。
- (3) 緑のネットワークの強化を図り、市民に親しまれ高齢者や障がい者が安心・安全に利用できる公園、緑地を整備します。
- (4) 土地区画整理事業の健全経営と良好な市街地の形成を図るとともに、合理的な住居表示を実施します。
- (5) 上水道の水質保全と安定供給に努めるとともに、災害に備えた水道施設の整備を進めます。
- (6) 下水道施設の適正な管理と計画的な更新を推進するとともに、汚水の適正処理と雨水排除能力の増強を図ります。
- (7) 公営住宅の整備、適正な管理戸数の確保、マイホームづくりの支援など、住環境の整備に努めます。

2 利便性の高い交通体系を整備します

- (1) 都市生活と産業活動に欠かせない道路交通網を、市民ニーズや都市景観に配慮しながら整備します。
- (2) 公共交通機関の利便性向上に努めるとともに、高齢者などに配慮した公共交通を確保します。

第6 手をつなぎ歩む誇りが持てるまち

思いやりにあふれた明るく住みよい地域社会づくりのため、同じ地域に住む人々が互いに協力し、地域で支えあう暮らしやすいまちを実現します。また、すべての市民が個人として尊重され、人としての誇りを持ち、人としての幸せを願い、異文化への理解と交流を深めるとともに、愛着を持って生活できるような「手をつなぎ歩む誇りが持てるまち」を目指します。

1 明るく住み良い地域社会を実現します

- (1) 自発的な地域活動の支援などにより地域力を高め、連帯意識に結ばれた明るく住みよい地域社会を形成します。
- (2) 高齢者が住み慣れた地域で、健康で生き生きと安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- (3) 男女が性別に関係なく個人として尊重され、個性と能力を発揮できる男女平等参画社会を形成します。
- (4) 世界の恒久平和を願い、平和意識の啓発を図るとともに、非核三原則の趣旨を尊重します。

2 国際交流と国内交流の輪を広げます

- (1) 姉妹・友好都市交流を基盤とし、多くの市民参加により国内外に交流の輪を広げ、ホスピタリティあふれる国際都市にふさわしいまちづくりを進めます。



理想都市「人間環境都市」



まちづくりの目標

- ① 健やかで安心・安全に暮らすまち
- ② 学ぶ喜びがあふれ文化の薫るまち
- ③ 活力ある産業と賑わいのまち
- ④ 自然と環境にやさしいまち
- ⑤ 快適空間に生活するまち
- ⑥ 手をつなぎ歩む誇りが持てるまち

自治体運営

